

第1編 犯罪、有責者、刑罰、保安処分および犯罪行為のその他の結果に関する一般規定

第1章 犯罪行為

第1節 犯罪

第10条 法律で処罰される故意または過失による作為および不作為は、犯罪である。

第11条 ある結果の発生で構成される犯罪は、犯人のある特別な法的義務に違反してその結果を回避しないことが、法律の条文の意義に従って、その(発生)原因と等価である場合、不作為でなされたものとみなす。このため、(次の場合は)不作為は作為と同等である：

- a) 行為する特定の法的または契約上の義務がある場合。
- b) 不作為者が、先行する作為または不作為を介して法的に保護される財物にリスクを創出した場合。

第12条 過失による作為または不作為は、法律が明示的に定めている場合にのみ処罰される。

第13条 ① 法律が重刑(pena grave)で処罰する違反は、重罪(delitos graves)である。

② 法律が準重刑(pena menos grave)で処罰する違反は、準重罪(delitos menos graves)である。

③ 法律が軽刑(pena leve)で処罰する違反は、軽罪(delitos leves)である。

④ 刑が、その拡張により、本条第1項および第2項の規定に同時に含有され得る場合、当該犯罪はいずれにせよ重罪とみなされる。刑が、その拡張により、軽刑および準重刑とみなされ得る場合、当該犯罪はいずれにせよ軽罪とみなされる。

第14条 ① 犯罪行為を構成する行為に関する克服できない錯誤は、刑事責任を排斥する。錯誤が、行為の事情および錯誤者の人的事情に留意すると、克服できる場合は、過失により処罰される。

② 犯罪行為を評価するある行為についての錯誤、または、ある(刑の)加重事情についての錯誤は、その認定を妨げる。

③ 犯罪行為を構成する行為の違法性についての克服できない錯誤は、刑事責任を排斥する。錯誤が克服できる場合は、1または2段階低い刑が適用される。

第15条 完遂された犯罪と犯罪の未遂は罰せられる。

第16条 ① 人が、結果を客観的に発生させるべき行為の一部または全部を行って、外的行為で直接犯罪の実行を開始したが、その結果が行為者の意思に係わらない原因で生じなかったとき、未遂となる。

② 開始された犯罪の遂行を止めるか、結果の発生を妨げるかして、犯罪の完成を自発的に回避した者は、未遂犯罪による刑事責任を免除される。ただし、実行された行為が他の犯罪の構成要件になる場合、それら行為によりその者が陥り得る責任を害しない。

③ 行為に複数人が介入した場合、開始された犯罪の遂行を止めて、犯罪の完成を真摯に、確固として、かつ、最終的に回避した、または、回避しようとした者は、刑事責任を免除される。ただし、実行された行為が他の犯罪の構成要件になる場合、それら行為によりその者が陥り得る責任は別である。

第17条 ① 2人以上の者が、ある犯罪の実行に同意し、その実行を決するとき、共謀となる。

② ある犯罪をなすことを決心した者が他の者にそれに加担するよう誘うとき、教唆となる。

③ 共謀と犯罪の教唆は、法律で特別に定められた場合にのみ処罰される。

第18条 ① (公衆に対する)周知を容易にする印刷物、放送、または、その他の類似の手段によって、あるいは、人の集まりの前で、ある犯罪の遂行を直接そそのかすとき、扇動となる。

本法のために、人の集まりの前で、または、(情報)伝播手段により、犯罪を賞賛し、または、その行為者を称賛する考えや教義を公開することは、apología (*称賛、弁護の意)となる。apologíaは、その性質と状況によりある犯罪を犯す直接のそそのかしを構成する場合、扇動の形態として犯罪になる。

② 扇動は、法律がそのように規定する場合にのみ排他的に罰せられる。

扇動に犯罪の実行が従った場合は、教唆として処罰される。

第2節 刑事責任を免除する原因

第19条 18歳未満の未成年者は本法に準拠して刑事責任を負わない。

当該年齢の未成年者が犯罪行為を行った場合、未成年者の刑事責任を規定する法律の規定に準拠して責任を負う。

第20条 次の者は刑事責任を免除される：

1. 犯罪行為を犯した時点で、なんらかの精神の異常または混乱のために、行為の違法性を理解できない、または、その理解力に従って行動できない者。

一時的な精神障害は、それが犯罪を行う目的で当人によって誘発されたとき、あるいは、（当人が）その犯行を予見した、または、予見すべきであったときは、刑を免除しない。

2. 犯罪を犯す目的で(次の)状態を惹起していなかった(場合)、あるいは、犯行を予見しなかった(場合)、または、予見すべきでなかった場合において、犯罪行為を犯した時点で、アルコール飲料、毒性薬物、麻薬、向精神薬、その他の同様な効果を引き起こす薬物の消費によって完全な中毒状態にあった者、あるいは、それら物質への依存によって行為の違法性を理解できないようにする、または、その理解力に従って行為できないようにする禁断症状の状態にあった者。

3. 誕生または幼児期から知覚の擾乱を患うことで、現実認識をひどく混乱させている者。

4. 次の全要件が満たされる場合で、本人または他人の人身あるいは権利を守るために行動した者。

(1) 不法侵害があった。財物を守る場合、犯罪を構成し、商品を差し迫った劣化または喪失の深刻な危険にさらすそれら財物に対する攻撃は、不法侵害とみなされる。住居やその付属物を守る場合には、それらへの不当侵入は不法侵害とみなされる。

(2) 不法侵害を防止または排斥するため使用される手段の合理的必要性があった。

(3) 守る側に有効な扇動が欠如していた。

5. 緊急事態で、自己または他人への害悪を避けるために、次の全要件が満たされる条件で他人の法益を侵害した、または、ある義務を破った者。

(1) 引き起こされた害悪は、避けようとしたものよりも大きくなかった。

(2) 緊急事態が当人によって意図的に引き起こされていなかった。

(3) 害悪を被る者が、自己の職務または任務によって、自分自身を犠牲にする義務を負っていなかった。

6. 克服できない恐怖に動かされて行為した者。

7. ある義務の履行で行為した者、または、ある権利、職務または責務の正当な行使で行為した者。

最初の第1号、2号および3号の場合、場合に応じて、本法で規定される保安処分が適用される。

第3節 刑事責任の軽減事由

第21条 次のものは軽減事由である：

1. 前節で述べた原因で、それぞれの場合に刑事責任免除に必要な全要件が満たされない場合。

2. 前条の2.に記載されている物質に対する重大な嗜癖により被告人が行為すること。

3. 激昂、分別の喪失またはその他の同様な重要性がある衝動状態を作り出した非常に強力な原因や刺激により行為すること。

4. 司法手続きが（当人に）向けられていることを知る前に、犯人が当局に対し犯行の告白に取り掛かったこと。
5. 司法手続中のいかなる時点で、口頭審理裁判の開始前に、犯人が被害者に引き起こされた損害の修復またはその影響の減少に取り掛かったこと。
6. 司法手続きの異常かつ不当な遅延。犯人に帰責できなく、かつ、訴因の複雑性に比例しない場合。
7. 前各号と同様の意義を持つその他の事由。

第4節 刑事責任の加重事由

第22条 **（2022年改訂）** 次のものは加重事由である：

1. 背信で犯罪を実行すること。

犯人が、その人身に対する被害者側の防衛に起因し得たであろう危険なしに、犯行において直接または特に犯行を確実にする傾向のある手段、方法または仕方を使用して、人に対して犯罪を行ったときは、背信がある。

2. 偽装を介して、優位性を濫用して、あるいは、被害者の防衛を弱める、または、犯罪者の無処罰性を促進する場所、時間または他人の援助の状況を利用することによって、（犯罪）行為を実行すること。

3. 代価、報酬または契約によって（犯罪）行為を実行すること。

4. 人種差別、反ユダヤ、反ジプシーの理由により、あるいは、被害者の主義、宗教または信条、それが所属する民族、人種または国、その性別、年齢、性的指向または同一性、ジェンダー、貧乏人嫌い（aporofobio）または社会的排斥の理由、患っている病気により、または、その障害に係る他の種の差別により犯罪を、それらの条件または状況が行動を起こす者に実効的に集まることに独立して、実行すること。

5. 犯罪の実行に不必要な苦痛を与えて、意図的かつ非人道的に被害者の苦しみを増加させること。

6. 信頼を濫用して実行すること。

7. 犯人の有する公的性格を利用すること。

8. 累犯者であること。

犯行時点で、犯罪者が本法の同じ章に規定される犯罪で確定有罪判決を受けていた場合は、それが同じ（犯罪）性質のものである限り、累犯者となる。

本号の効果について、取消された、または、取消されるべき、あるいは、軽罪に該当する犯罪前歴は勘案されない。

欧州連合（EU）の他の国で科された裁判官または裁判所の確定有罪判決は、スペイン法の規定により前歴が削除されたか、または、削除される可能性がある場合を除き、累犯者の効果を生ずる。

第5節 親族関係の（刑の加重・軽減）混合事由

第23条 被害配偶者または愛情類似な関係により安定的に結ばれた者であること、または、あったこと、あるいは、加害者、その配偶者または同棲者の自然血縁または養子縁組による尊属、卑属または兄妹姉妹であることは、犯罪の性質、動機および効果に従って責任を軽減または加重させる事由である。

第6節 一般規定

第24条 (2022年改訂) ① 刑事的目的のために、自身で、あるいは、ある機関、裁判所または合議制機関の一員として、指揮権を有する、または、自己の裁判権を行使する者は、当局(autoridad)とみなされる。いずれにしても、国会議員、上院議員、自治州立法議会議員、欧州議会議員は当局とみなされる。また、検察庁職員および欧州検察局(Fiscalía Europea)の検察官も当局とみなされる。

② 法の直接の適用により、選挙により、または、管轄当局の任命により公共的機能行使に参加する者全ては、公務員とみなされる。

第25条 本法のために、障害(discapacidad)とは、(ある人が)種々の障害物と交わるとき、他者と条件が同じ場合は社会への完全かつ有効な参加を制限する、または、阻む永続的な身体的、精神的、知的または知覚上の欠陥を有する(人が陥っている)状況と解される。

同様に、本法のために、特別な保護を必要とする障害者とは、その永続的な知的または精神的欠陥によってその権利能力を行使するために、また、その人身、権利または利益について意思決定するために、保護または援助を必要とする、行為能力が裁判上修正されている、または、されていない、障害者である。

第26条 本法のために、データ、行為または会話を、証拠価値またはいかなる他の種類の法的重要性を持って、表示しまたは組み込むすべての実体的媒体は、文書とみなされる。